

長期処方およびリフィル処方箋に関するご案内

当センターでは、厚生労働省の指針に基づき、気管支喘息、甲状腺機能低下症、慢性胃炎などの「特定疾患」で通院中の方を対象として、患者さまの状況等に合わせて医師の判断により以下の対応が可能です。

- ・ 28 日以上の長期処方
- ・ リフィル処方箋(最大3回まで繰り返し使用できる処方箋)の発行

※希望される方は、診察時に医師にご相談ください。

令和 8 年6月

東京都立東大和療育センター